

青森県報

第七百五十八号

令和六年
五月八日
(水曜日)

目次

告 示

- 指定障害福祉サービス事業者の障害福祉サービス事業の廃止の届出…………… (障 祉 が 課 い) …… 一
- 児童福祉法による障害児通所支援事業者の指定…………… (同) …… 一
- 特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示…………… (人 事 課) …… 二
- 汎用コンピュータ等賃貸借契約に係る一般競争入札…………… (行政経営課) …… 二
- 農地を利用する権利の設定の裁定申請…………… (構造政策課) …… 四
- 農用地利用集積等促進計画の認可…………… (同) …… 四
- 政治資金規正法による政治団体の収支報告書の要旨の一部訂正…………… (事 務 局) …… 五
- 右 同…………… (同) …… 五
- 右 同…………… (同) …… 五
- 政治資金規正法第十七条第二項の規定の適用を受けることとなった政治団体の名称等の公表…………… (同) …… 六

告

示

青森県告示第二百九十一号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第四十六条第二項の規定により、次の指定障害福祉サービス事業者から障害福祉サービス事業を廃止する旨の届出があったので、同法第五十一条第二号の規定により公示する。

令和六年五月八日

青森県知事 宮 下 宗一郎

指定障害福祉サービス事業者		障害福祉サービスの種類		障害福祉サービス事業を行う事業所		廃止年月日
名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地	名称	所在地	年月日
北星交通株式会社	弘前市大字茂森新町四丁目一七	重度訪問介護	弘前市大字新寺町六二の一	ホームヘルプサービス	弘前市大字新寺町六二の一	令和六・四・三〇

青森県告示第二百九十二号

児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十一条の五の三第一項の規定により、次のとおり障害児通所支援事業を行う者を指定したので、同法第二十一条の五の二十五第一号の規定により公示する。

令和六年五月八日

青森県知事 宮 下 宗一郎

指定障害児通所支援事業者		障害児通所支援の種類		障害児通所支援事業を行う事業所		指定年月日
名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地	名称	所在地	年月日
とんぼ合同会社	上北郡おいらせ町松原一丁目七三の四九六	放課後等デイサービス	上北郡おいらせ町松原一丁目七三の四九六	39	上北郡おいらせ町松原一丁目七三の四九六	令和六・五・二

公 告

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第百七十二号）第四条に規定する特定調達契約につき契約の相手方を決定したので、同令第十二条の規定により次のとおり公示する。

令和六年五月八日

青森県知事 宮 下 宗一郎

- 一 特定役務の名称及び数量
- 人事給与トータルシステム維持管理業務委託一式
- 二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
- 青森県総務部人事課
- 青森市長島一丁目の一
- 三 契約の方法
- 随意契約
- 四 契約の相手方を決定した日
- 令和六年四月一日
- 五 契約の相手方の名称及び住所
- 日本電気株式会社
- 東京都港区芝五丁目七の一
- 六 契約金額
- 五千五百万円
- 七 随意契約の理由
- 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第十一条第一項第二号の規定による
- 八 契約の相手方を決定した手続
- 契約の相手方の見積額が予定価格の範囲内であったことによる

汎用コンピュータ等賃貸借契約に係る一般競争入札

次のとおり一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の六の規定により公告する。

令和六年五月八日

青森県知事 宮 下 宗一郎

- 一 一般競争入札に付する事項
- 次に掲げる物件の賃貸借期間における搬入、設置、保守、撤去等を含む賃貸借料とし、その仕様等は入札説明書のとおりとする。
- 汎用コンピュータ等 一式
- 二 賃貸借期間
- 令和七年二月一日から令和十一年一月三十一日まで（ただし、この契約に係る予算の減額又は削除があった場合は、この期間の中途において当該契約を解除することがある。）
- 三 設置場所等
- 入札説明書による。
- 四 入札に参加する者に必要な資格
- 1 地方自治法施行令第百六十七条の四第一項及び第二項に規定する者に該当しない者であること。
- 2 令和五年六月十二日青森県告示第四百四号（物品等の競争入札参加資格）の一又は令和六年二月十三日青森県告示第八十六号（物品等の競争入札参加資格）の一のいずれかの規定により、OA機器の賃貸借契約及び電子計算組織に係るソフトウェア賃貸借契約についてAの等級に格付された者であること。
- 3 一般競争入札参加資格審査申請書の提出期限の日から開札の時までの間に、知事の指名停止の措置を受けていない者であること。
- 4 納入する機器等について、県で示した仕様を満たすこと及び保守体制が整備されていることを証明した者であること。
- 五 入札に参加する者に必要な資格の審査の申請の時期及び場所等
- 1 入札に参加しようとする者は、あらかじめ、四に定める資格を有することについて、次に従い、一般競争入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）に関係資料を添えて、青森県総務部行政経営課長に提出し、審査を受けなければ

ならない。また、申請書の内容について説明又は必要に応じて内容の変更等を求められた場合には、これに応じなければならない。

2 1の説明及び内容の変更等に応じない者は、当該入札に参加することができないものとする。

3 1の審査結果については、申請者に対して書面により別途通知する。

4 提出期限

令和六年五月三十一日 午後五時

5 提出場所

青森市新町二丁目四の三〇

青森県総務部行政経営課システム管理運用グループ

電話 〇一七―七三四―九一六〇

6 提出部数 一部

六 入札書の提出場所等

1 入札書の提出場所、入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問合せ先

青森市新町二丁目四の三〇

青森県総務部行政経営課システム管理運用グループ

電話 〇一七―七三四―九一六〇

2 入札書の提出期限

令和六年六月十八日 午後一時三十分

3 開札の場所及び日時

青森市新町二丁目四の三〇

青森県庁舎北棟二百二十二会議室

令和六年六月十八日 午後二時

七 入札保証金に関する事項

青森県財務規則（昭和三十九年三月青森県規則第十号）第三百二十二条第一項第二

号の規定により免除する。

八 契約保証金に関する事項

入札説明書による。

九 契約書の取り交わしの時期

落札決定の日から七日以内

十 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者

とする。

十一 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

2 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、申請書に虚偽の事実の記載をした者の入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

3 入札書の提出方法等

入札説明書による。

4 入札書の記載方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の十に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約期間の総額のうち二か月分に相当する金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

5 契約金額

落札価格をもって令和六年度の契約金額とする。ただし、令和七年度から令和九年度までの各年度の契約金額は、落札価格に六を乗じて得た額とし、令和十年の契約金額は、落札価格に五を乗じて得た額とする。

6 その他

本契約は、契約手続に係る書類の授受を電子契約サービスを利用して行うことができるものとする。

SUMMARY

1 Nature and quantity of the products to be leased:

(1) Computer network system I set

(2) Specification and quantity of other products will be referred to a bid explanation

explanation

2 Time limit for tender:

1:30 p.m. June 18, 2024

3 Contact point for the notice:

Administrative Management Division

Department of General Affairs

Aomori Prefectural Government

2-4-30 Shinmachi

Aomori City, Aomori 030-0801

JAPAN

TEL 017-734-9160

農地を利用する権利の設定の裁定申請

農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第四十一条後段の規定により、農地中間管理機構から農地を利用する権利（以下「利用権」という。）の設定に關し裁定の申請があつたので、同条第二項において読み替えて準用する同法第三十八条第一項の規定により公告する。

令和六年五月八日

青森県知事 宮 下 宗一郎

一 申請に係る農地の所在、地番、地目及び面積

所在及び地番	地目	面積（平方メートル）
三戸郡五戸町大字倉石石沢字石沢後六	田	一、八八二
三戸郡五戸町大字倉石石沢字石沢後九	田	二、六二〇

二 申請に係る農地の利用の現況

耕作の事業に従事する者が不在となり、又は不在となることが確実と認められる。

三 申請に係る農地についての申請者の利用計画の内容の詳細

裁定手続後に、農地中間管理機構から借受希望者に農地を貸し付ける。

四 希望する利用権の始期及び存続期間並びに借賃に相当する補償金の額

農地の区分	利用権の始期	存続期間	借賃に相当する補償金の額(円)
三戸郡五戸町大字倉石石沢字石沢後六	令和六年七月一日	五年	六四、五〇〇
三戸郡五戸町大字倉石石沢字石沢後九九	令和六年七月一日	五年	九〇、〇〇〇

五 意見書の提出

申請に係る農地の所有者は、知事に意見書を提出することができる。

1 提出期限

令和六年五月二十二日

2 提出先

青森県農林水産部構造政策課

3 記載事項

(一) 意見書の提出者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称及び主たる事務所所在地並びに代表者の氏名）

(二) 意見書の提出者の有する権利の種類及び内容

(三) 意見書の提出者の申請に係る農地の利用の状況及び利用計画

(四) 意見書の提出者が申請に係る農地を現に耕作の目的に供していない理由

(五) 意見の趣旨及びその理由

(六) その他参考となるべき事項

農用地利用集積等促進計画の認可

農地中間管理事業の推進に關する法律（平成二十五年法律第百一号）第十八条第一項の規定により、農用地利用集積等促進計画を令和六年五月八日認可したので、同条第七項の規定により当該農用地利用集積等促進計画を次のとおり公告する。

令和六年五月八日

青森県知事 宮 下 宗一郎

賃借権の設定等を受ける者	氏名又は名称	住所又は所在地	賃借権の設定等を受ける土地
佐藤 幸雄	黒石市	南津軽郡田舎館村大字高樋字石盛七六ほか六筆	

選挙管理委員会

青森県選挙管理委員会告示第二十八号

令和三年十一月二十九日青森県選挙管理委員会告示第六十四号（政治資金規正法による政治団体の収支報告書の要旨）の一部を次のように訂正する。

令和六年五月八日

青森県選挙管理委員会委員長 畑 井 義 徳

政治団体の収支報告書の要旨の令和二年分(4)その他の政治団体のイ資産(ア)預金又は貯金の表中

青森県薬剤師連盟	2,500,000	を
青森県薬剤師連盟	2,500,000	に訂正する。
日本原燃労働組合政治連盟	2,500,000	

青森県選挙管理委員会告示第二十九号

令和四年十一月三十日青森県選挙管理委員会告示第六十九号（政治資金規正法による政治団体の収支報告書の要旨）の一部を次のように訂正する。

令和六年五月八日

青森県選挙管理委員会委員長 畑 井 義 徳

政治団体の収支報告書の要旨の令和三年分(4)その他の政治団体のイ資産(ア)預金又は貯金の表中

明るい清潔な青森市政をつくる会	1,000,000	を
明るい清潔な青森市政をつくる会	1,000,000	に訂正する。
日本原燃労働組合政治連盟	2,000,000	

青森県選挙管理委員会告示第三十号

令和五年十一月二十九日青森県選挙管理委員会告示第七十九号（政治資金規正法による政治団体の収支報告書の要旨）の一部を次のように訂正する。

令和六年五月八日

青森県選挙管理委員会委員長 畑 井 義 徳

政治団体の収支報告書の要旨の令和四年分(4)その他の政治団体のイ資産(ア)預金又は貯金の表中

明るい清潔な青森市政をつくる会	1,000,000	を
明るい清潔な青森市政をつくる会	1,000,000	に訂正する。
日本原燃労働組合政治連盟	2,000,000	

青森県選挙管理委員会告示第三十一号

次の政治団体は、政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第二項の規定により、令和五年四月一日以降、政治活動（選挙運動を含む。）のために寄附を受け、又は支出をすることができない団体となつたので、同条第三項の規定により告示する。

令和六年五月八日

青森県選挙管理委員会委員長 畑 井 義 徳

政党以外の政治団体

政治団体の名称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地
青森政経懇話会	川村 智	田代 進	青森市大字羽白字池上二八の一
秋田谷建幸後援会	蝦名 正生	工藤 鶴美	つがる市下車力町盛野二九
今泉昌一後援会	工藤 孝子	片桐 圭司	弘前市大字徳田町一五の一
くどう修逸後援会	荒関 壽久	成田 卓司	北津軽郡中泊町大字中里字亀山五〇八
佐藤文俊後援会	奈良 進	佐藤 文俊	北津軽郡板柳町大字辻字岸田九九の二
番屋博光後援会	杉沢 進	番屋 佳修	三戸郡三戸町大字貝守字毒久保八五の一
弘前市を考える会	山前 雄義	今泉 昌一	弘前市大字中野一丁目三の五

（発行所・発行人）
青森市長島一丁目一番一号
青 森 県

（印刷所・販売人）
青森市第二問屋町三丁目一番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十八円九十銭